資料 1-1

改正前	改正案
香取市地域公共交通協議会設置要綱	香取市地域公共交通協議会設置要綱
（設置） 第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第６条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年３月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき、地域公共交通連携計画（以下「連携計画」という。）及び生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。	（設置） 第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第６条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年３月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（所掌事務） 第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。 （１）　連携計画及びネットワーク計画の策定及び変更に関すること。 （２）　連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関すること。 （３）　連携計画及びネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 （４）　市の総合的な交通施策に関すること。 （５）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料	（所掌事務） 第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。 （１）　形成計画及び改善計画の策定及び変更に関すること。 （２）　形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。 （３）　形成計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 （４）　市の総合的な交通施策に関すること。 （５）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料

金等に関すること。 （６） 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。 （組織） 第３条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。 （１） 関係運輸支局長又はその指名する職員 （２） 千葉県公共交通担当職員 （３） 乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者 （４） 乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 （５） 道路管理者 （６） 関係警察署員 （７） 地域住民を代表する者 （８） 地域福祉推進に携わる者 （９） 副市長 (10) 総務企画部長 (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 ２ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３ 委員は、再任されることができる。 （委員長及び副委員長） 第４条 協議会に、会長及び副会長を置く。	金等に関すること。 （６） 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。 （組織） 第３条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。 （１） 関係運輸支局長又はその指名する職員 （２） 千葉県公共交通担当職員 （３） 乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者 （４） 乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 （５） 道路管理者 （６） 関係警察署員 （７） 地域住民を代表する者 （８） 地域福祉推進に携わる者 （９） 識見を有する者 (10) 市の職員 (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 ２ 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３ 委員は、再任されることができる。 （会長及び副会長） 第４条 協議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長は、副市長とし、副市長が欠けた場合においては、総務企画部長の職にある者とし、副会長は、会長が指名する者とする。	２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。	３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。	４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）	（会議）
第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。	第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。	２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　関係行政機関の職員につき委嘱された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。	４　委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。
（意見の聴取）	（意見の聴取）
第６条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。	第６条　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。
（庶務）	（庶務）
第７条　協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。	第７条　協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。
（委任）	（委任）
第８条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。	第８条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。
附　則	附　則
この告示は、平成18年10月１日から施行する。	この告示は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成19年３月26日告示第36号） この告示は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成20年５月27日告示第111号） この告示は、平成20年５月28日から施行する。 附　則（平成 25 年１月 18 日告示第３号） （施行期日） １　この告示は、公示の日から施行する。 （経過措置） ２　この告示の施行の日以後、改正後の香取市地域公共交通協議会設置要綱第３条第１項第４号の規定により最初に委嘱又は任命される委員の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、平成26年５月27日までとする。 附　則（平成27年５月12日告示第115号） この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市地域公共交通協議会設置要綱の規定は、平成27年４月１日から適用する。 附　則（平成30年４月１日告示第111号） この告示は、公示の日から施行する。	附　則（平成19年３月26日告示第36号） この告示は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成20年５月27日告示第111号） この告示は、平成20年５月28日から施行する。 附　則（平成25年１月18日告示第３号） （施行期日） １　この告示は、公示の日から施行する。 （経過措置） ２　この告示の施行の日以後、改正後の香取市地域公共交通協議会設置要綱第３条第１項第４号の規定により最初に委嘱又は任命される委員の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、平成26年５月27日までとする。 附　則（平成27年５月12日告示第115号） この告示は、公示の日から施行し、改正後の香取市地域公共交通協議会設置要綱の規定は、平成27年４月１日から適用する。 附　則（平成30年４月１日告示第111号） この告示は、公示の日から施行する。